

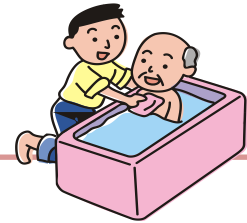
R5.4.1~

介護福祉士実務者研修も補助対象となりました！！

介護職員初任者研修および介護福祉士実務者研修の受講料等の一部を補助します！！

【函館市介護職員資格取得支援事業】

函館市では、新たな介護職員の参入促進と、すでに介護職員として働いている方のキャリアアップを支援するため、『介護職員初任者研修』および『介護福祉士実務者研修』の受講料等の一部を補助します。



### (1) 対象となる研修

都道府県知事の指定を受けた事業者が実施する

「介護職員初任者研修」または「介護福祉士実務者研修」

※申請日から過去1年以内に受講を修了したものに限り

### (2) 補助対象者

①個人 以下の2つの要件を満たす方

- ・函館市内の介護サービス事業所<sup>\*1</sup>で介護職員として勤務<sup>\*2</sup>していること
- ・受講料等の全額または一部を自己負担していること

②法人

函館市内の介護サービス事業所<sup>\*1</sup>で勤務している<sup>\*2</sup>介護職員が受講した研修に係る受講料等を全額負担した法人

※1 訪問看護、訪問介護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く

※2 介護サービス事業者が直接雇用していない職員（派遣職員等）を除く

### (3) 補助対象経費

研修の実施機関に直接支払った受講料、テキスト代、実習代（補講等に係る費用等は含まない）

※受講料等に対して、国、道または他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の対象としない

※個人の補助対象者で、法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、助成された額を除いた額を補助対象経費とする

※法人の補助対象者で、介護職員が負担した受講料等の全額に対して金銭（支給金）を支給した場合についても補助の対象とする

### (4) 補助金の額

補助対象経費の1/2以内の額（千円未満の端数は切り捨て）

※ただし、それぞれの研修について、受講者1人につき5万円を上限とする

### (5) 申請方法

裏面参照

※ 詳しい内容につきましては、下記ホームページをご参照ください

問合せ先：函館市保健福祉部地域福祉課 TEL21-3289

ホームページ：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017033100025/>

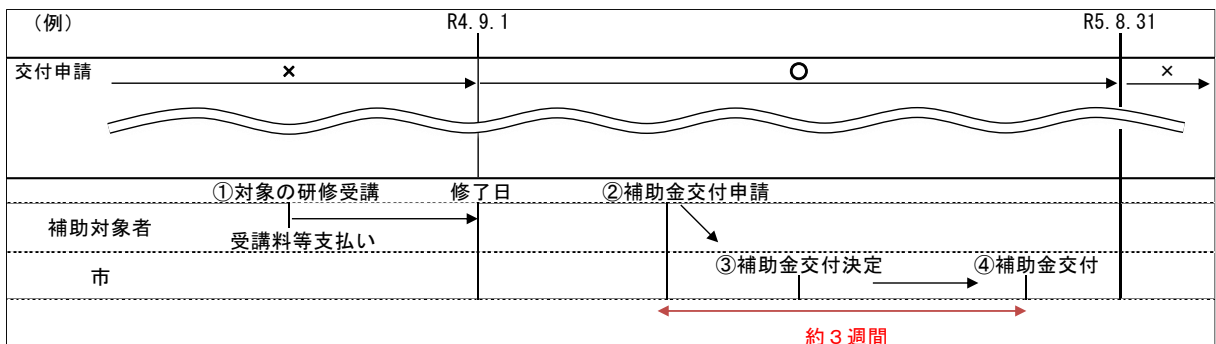
ホームページQRコード：



## 《補助を受けるまでの手順》

- ① 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講し、修了する
- ② 交付申請書と必要書類をそろえて市に提出する  
 (※この時点で、函館市内の介護サービス事業所に介護職員として勤務している必要があります。)
  - (1) 交付申請書
    - ・個人申請の場合は、別記第1号様式-1
    - ・法人申請の場合は、別記第1号様式-2
  - (2) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）
  - (3) 研修の修了証明書の写し
  - (4) 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し（以下の内容に合致するものに限る）
    - ア) あて名が、研修受講者または法人のものであること
    - イ) 研修の実施機関が発行する領収書であること
 (※コンビニの領収書や振込明細、振込受領書などは不可)  
 ウ) 領収書は受講研修名と受講料がはっきりとわかるものであること
  - (5) 雇用証明書（別記第2号様式、1か月以内に発行されたものに限る）
  - (6) (個人申請) 法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成を受けたことが分かるもの
  - (7) (法人申請) 介護職員が負担した受講料等の全額に対して金銭（支給金）を支給した場合は、支給明細書の写し
- ③ 市は提出された書類を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、交付（不交付）決定通知書を送付する
- ④ 申請者指定の口座に補助金が振り込まれる

### 《参考》受講開始から補助金の交付までのフロー図



## 《参考》補助金の額の例

～受講した研修の受講料等が10万円の場合～

個人の補助対象者 (法人からの助成なし)	市補助 (5万円)		個人負担 (5万円)	
個人の補助対象者 (法人からの助成が3万円ある場合)	市補助 (3万5千円)		個人負担 (3万5千円) 法人助成 (3万円)	
法人の補助対象者	市補助 (5万円)		法人負担 (5万円)	
	0	5	10	(万円)